

官報

號外

明治三十二年十一月二十九日

水曜日

印刷局

○第十四回 衆議院議事速記録第四號

明治三十二年十一月二十八日(火曜日)午後一時十四分開議

議事日程 第三號 明治三十二年十一月二十八日

午後一時開議

- 第一 岡山縣下郡廢置法律案(政府提出) 第一讀會
- 第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第三 北海道區町村會議員總代人及沖繩縣區會議員等選舉ノ罰則ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第五 下水法案(政府提出) 第一讀會
- 第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第七 汚物掃除法案(政府提出) 第一讀會
- 第八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第九 產牛馬組合法案(政府提出) 第一讀會
- 第十 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第十一 北海道官設鐵道用品買入手續ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

特別委員長及理事左ノ適當選セラレタリ

北海道官設鐵道用品買入手續ニ關スル法律案

委員長 井上角五郎君

理事

花井 卓藏君

加工ノ爲輸入セル物品關稅免除ニ關スル法律案

委員長 藤 金 作君

理事

鈴木 忠兵衛君

印刷局据置運轉資本増加ニ關スル法律案

委員長 三橋 四郎次君

理事

西村 淳藏君

府縣監獄費及府縣監獄建築費ノ國庫支辨ニ關スル法律案

委員長 鹽田 忠左衛門君

理事

國重 政亮君

銀行條例中改正法律案外二案

委員長 大三輪長兵衛君

理事

中 辰之助君

海軍造兵材料資金會計法案

委員長 門脇 重雄君

理事

堀越 寛介君

政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

明治三十二年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

高利貸取締法案

提出者 岡 野 寛君

鹽谷 五十足君

和波 久十郎君

登錄稅法中改正法律案

提出者 重岡 薰五郎君

丸山 嵯峨一郎君

恆松 隆慶君

地租條例中改正法律案

提出者 西村 淳藏君

林 彦一君

提出者 尾崎 行雄君

神輿 知常君

犬養 毅君

河野 廣中君

武富 時敏君

武石 敬治君

山田 武君

加藤 六藏君

伊藤 直純君

廣住 久道君

三田村 甚三郎君

宮原 幸三郎君

片野 篤二君

降旗 元太郎君

花井 卓藏君

今村 千代太君

鈴木 重遠君

木村 誓太郎君

大塚 成吉君

石原 半右衛門君

高岡 忠郷君

西村 眞太郎君

加藤 政之助君

秋山 源兵衛君

初見 八郎君

中山 平八郎君

望月 長夫君

井上 源衛君

佐藤 清君

佐治 幸平君

奈須川 光寶君

小田 爲綱君

星野 甚右衛門君

秋保 親兼君

淺野 順平君

金岡 又左衛門君

關 直彦君

阿部 典人君

宮井 茂九郎君

山本 貴三郎君

箕浦 勝八君

江藤 新作君

安川 繁成君

中島 祐八君

江藤 新作君

郵便條例中改正法律案

提出者 尾崎 行雄君

神輿 知常君

犬養 毅君

河野 廣中君

武石 敬治君

武富 時敏君

醬油稅規則中改正法律案

提出者

山田 武君	加藤 六藏君	伊藤 直純君
廣住 久道君	三田村甚三郎君	宮原 幸三郎君
降旗 元太郎君	花井 卓藏君	今村 千代太君
鈴木 重遠君	木村 誓太郎君	大塚 成吉君
石原半右衛門君	高岡 忠郷君	西村 眞太郎君
加藤政之助君	秋山 源兵衛君	初見 八郎君
中山 平八郎君	望月 長夫君	井上 源衛君
佐藤 清君	佐治 幸平君	奈須川 光寶君
小田 爲綱君	星野甚右衛門君	秋保 親兼君
淺野 順平君	金岡又左衛門君	關直 彦君
阿部 興人君	宮井茂九郎君	山本貴三郎君
箕浦 勝人君	江藤 新作君	安川 繁成君
中島 祐八君	片野 篤二君	

議院法中改正法律案

提出者

尾崎 行雄君	神輿 知常君	犬養 毅君
河野 廣中君	武石 敬治君	武富 時敏君
山田 武君	加藤 六藏君	伊藤 直純君
廣住 久道君	三田村甚三郎君	宮原 幸三郎君
降旗 元太郎君	花井 卓藏君	今村 千代太君
鈴木 重遠君	木村 誓太郎君	大塚 成吉君
石原半右衛門君	高岡 忠郷君	西村 眞太郎君
加藤政之助君	秋山 源兵衛君	初見 八郎君
中山 平八郎君	望月 長夫君	井上 源衛君
佐藤 清君	佐治 幸平君	奈須川 光寶君
小田 爲綱君	星野甚右衛門君	秋保 親兼君
淺野 順平君	金岡又左衛門君	關直 彦君
阿部 興人君	宮井茂九郎君	山本貴三郎君
箕浦 勝人君	江藤 新作君	安川 繁成君
中島 祐八君	片野 篤二君	
平岡 浩太郎君	尾崎 行雄君	神輿 知常君
犬養 毅君	河野 廣中君	武富 時敏君
寺田 彦太郎君	須藤 善一郎君	降旗 元太郎君
加藤 六藏君	田中 正造君	畠山 雄三君
宮原 幸三郎君	清水 靜十郎君	森本 確也君

議員讀職ニ關スル法律案

提出者

神輿 知常君	尾崎 行雄君	犬養 毅君
河野 廣中君	武富 時敏君	安川 繁成君
星松 三郎君	喜多川 孝經君	大塚 成吉君
高川 定次郎君	今村 千代太君	堀越 寛介君
中島 祐八君	秋山 源兵衛君	木村 格之輔君
本間 直君	秋山 元藏君	藤野 辰次郎君
杉下太郎右衛門君	首藤 陸三君	菅野善右衛門君
工藤 行幹君	大隈 英賢君	星野甚右衛門君
三田村甚三郎君	橋元 易君	大矢四郎兵衛君
坂本 金彌君	濱口吉右衛門君	新開 貢君
中野 武營君	江島 久米雄君	秋保 親兼君
高岡 忠郷君		

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、諸君ニ請暇ノ件ニ附イテ御諮リ致シマス、星野助左衛門君ガ病氣ニ附イテ、十一月二十七日ヨリ三週間ノ請暇ヲ願出デラレマシタ、御異議ガナケレバ是ハ申出デノ通、許スコトニ致シマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 豫算委員長カラ、此際豫算委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、申出デノ通許シテ御異議アリマセスカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、豫算委員長ノ申出ノ通、許スコトニ致シマス

〔栗原亮一君「是ヨリ會ヲ開キマスカラ、豫算室ヘ御集リヲ願ヒマス」ト呼フ〕

○議長(片岡健吉君) 議事日程第一、岡山縣下郡廢置法律案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、政府委員小松原英太郎君

第一 岡山縣下郡廢置法律案(政府提出)

第一讀會

岡山縣下郡廢置法律案

岡山縣美作國眞島郡及大庭郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ眞庭郡ヲ置ク
岡山縣美作國西條郡、西北條郡、東南條郡及東北條郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ苦田郡ヲ置ク
岡山縣美作國勝北郡及勝南郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ勝田郡ヲ置ク
岡山縣美作國英田郡及吉野郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ英田郡ヲ置ク

岡山縣美作國久米北條郡及久米南條郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ久米郡ヲ置ク
岡山縣備前國御野郡及津高郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ御津郡ヲ置ク
岡山縣備前國赤坂郡及磐梨郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ赤坂郡ヲ置ク
岡山縣備前國邑久郡及上道郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ邑上郡ヲ置ク
岡山縣備中國都宇郡及窪屋郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ都窪郡ヲ置ク
岡山縣備中國小田郡及後月郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ月田郡ヲ置ク
岡山縣備中國下道郡及賀陽郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ賀下郡ヲ置ク
岡山縣備中國上房郡及川上郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ上川郡ヲ置ク
岡山縣備中國哲多郡及阿賀郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ阿哲郡ヲ置ク

附則

本法ハ明治二十三年四月一日ヨリ施行ス

〔政府委員內務次官小松原英太郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(小松原英太郎君) 本案ハ前期議會ニ於テ提出致シマシタノト同一ノ法案デアリマス、郡制施行ノタメニ必要ナル郡ノ廢置處分ハ、岡山縣ヲ除クノ外總テ其處分ヲ了シマシタ、既ニ郡制ヲ施行致シテ居ルノデアリマス、獨リ岡山縣ニ於キマシテハ、郡ノ廢置處分ヲ了シマセヌタメニ、未ダ郡制ヲ施行スルコトガ出來マセヌノデ、甚ダ遺憾デアリマスカラ、今回重テ此案ヲ提出致シタ次第デアリマス、何卒速ニ本案ニ向ッテ協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス

○石黑瀧一郎君(五十番) 政府委員ニ質問ガアリマス

〔委員會ニテヤルベシト呼フ者アリ〕

○野間五造君(二百五十二番) チョット政府委員ニ念ノタメニ御尋申シテ置カナケレバナラヌコトガアリマス、此法案ニ關聯シタコトデアリマスガ、此岡山縣郡廢置法案ト云フモノニハ、府縣制ノ方ガ曩ニ施カレテ、サウシテ此郡制ノ方ガ後ニ回ッテ居ルト云フ岡山縣ダケハ特別デアアル、本年府縣制ヲ施カレタト云フモ無理ノヤウニ思ツケレドモ、命令ヲ御遵リナサツテ、先ヅ府縣制ノ方ハ成立シタガ、之ヲ見ルト明年四月一日カラ之ヲ實施スルト云フコトニナルト、其選舉區ニ大變ナ異動ヲ起シ、甲ノ郡カラ今マデ一人出テ居タモノガ二人ニナルカ知ラヌト云フコトニナルト、此府縣制ニゴザリマス第五條ノ「各選舉區ニ於テハ云々」云フ條項ガアリマスガ、之ニ對シテ抵觸スルコトガ起リハシナイカト思ヒマス、四條デアツタカ五條デアツタカ知ラヌガ、サウ云フ場合ニハ再び岡山縣ニ限ッテ選舉ヲヤリマスカ、或ハ此第五條ニ依ッテ內務大臣之ヲ定ムト云フコトニナリマスカ、ドウ云フ方針ヲ取ラル、ノデアリマスカ、伺ッテ置キタイ

○石黑瀧一郎君(五十番) 唯今ノコトニ附イテ今一言質問致シマス、府縣制

第四條ニ依リマス、府縣會議員ハ各選舉區ニ於テ之ヲ選舉ス、サウシテ其選舉區ハ郡ヲ以テ選舉區トスルト云フコトニ規定サレタル、郡ノ分合ト云フコトハ、府縣會議員ニ取ッテハ選舉區變更ト爲ル、唯今何番デアリマシタカ質問ガアリマシタ如ク、郡ノ分合ガ四月一日ヨリ實行サレマス、選舉區ガ全ク變更スルノデアリマスカラ、府縣制第四條及第五條二項ニ依ッテ選舉サレタ縣會議員ハ無クナル、サウスルト此時ニ於キマシテハ、更ニ選舉ヲシナケレバ府縣制ノ明文ニ抵觸スルコトニナル、若シ之ヲ有效ナラシメヤウト思フナラバ、彼ノ二多摩郡ガ東京ニ合併サレタ例ニ倣ッテ、特ニ此異動ニ依ッテ縣會議員ノ資格及選舉當選ニ於テハ妨ゲナイト云フ特別ノ法律ガナケレバ、府縣制ノ第四條第五條ニ抵觸スルト考ヘマスカラ、此點ニ附キマシテ、明瞭ニ御答辯ヲ承ッテ置キタイ

〔政府委員內務省地方局長柴田家門君演壇ニ登ル〕

○政府委員(柴田家門君) 唯今ノ御質問ニ御答ヘ致シマス、唯今選舉區ノ變更ノタメニ先日選舉ニナツタ縣會議員ノ改選ヲ要スルヤ否ヤト云フ御質問ノヤウニ承リマシタガ、此法案ヲ提出シマシタ政府ノ考ハ、特ニ選舉區ノ變更ノタメニ配當ノ更正ヲ必要トスル所ダケニハ、或ハ増シ或ハ減ズル所ガ一二アルカ知リマセヌガ、其他配當ノ更正ヲ必要トシナイ所ハ、現在ノ議員ガ引續キ資格ヲ有スルト云フ見解ヲ提出シマシタノデアリマス、尙ホ詳細ノコトハ更ニ委員會ニ於テ御相談ヲ致シタイト考ヘマス

○野間五造君(二百五十二番) 此減ル場合ニハ抽籤ヲ以テヤルト云フコトガ、府縣制ニゴザリマスガ、増シタ場合ハドウ云フ御處分ニナリマスカ、伺ッテ置キタイ

○政府委員(柴田家門君) 増加ノ場合ニハ當選議員ノ定數ニ不足ヲ生ジタモノトシテ、其不足數ダケヲ選舉シテ宜シイ考デアリマス

○議長(片岡健吉君) 格別御質問モアリマセネバ、議事日程ノ第二特別委員ノ選舉

第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○恆松隆慶君(百四十三番) 是ハ九名ノ委員ヲ、議長ノ指名ヲ希望シマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 九名ノ委員ヲ議長ガ指名シテ、御異議ガアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程ノ第三北海道區町村會議員總代人及沖繩縣區會議員等選舉ノ罰則ニ關スル法律案第一讀會ニ移リマス、朗讀ヲ省略致シマス、政府委員小松原英太郎君

第三 北海道區町村會議員總代人及沖繩縣區會議員等選舉ノ罰則ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

北海道區町村會議員總代人及沖繩縣區會議員等選舉ノ罰則ニ關スル法律案

北海道區町村會議員總代人及沖繩縣區會議員ノ選舉ニ關シテハ市町村會議員選舉ニ關スル罰則ヲ適用ス

北海道區町村制及沖繩縣區制ニ依リ開設スル他ノ議會ノ議員ノ選舉ニ付テ亦前項ニ同シ

(政府委員內務次官小松原英太郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(小松原英太郎君) 北海道區町村制及沖繩縣ノ制度ニ附キマシテ、町村制第三百二十二條ノ特例ニ基キマシテ既ニ發布ニナラ居ルノデアリマス、而シテ區制ノ如キハ既ニ實施致シテアリマス、町村制ノ如キモ漸次實施致シマスル都合ニナラ居リマス、併ナガラ北海道ニ於キマシテハ町村制ヲ實施セント致シマス場所ハ、稍、發達ヲ致シタ町村デアリマシテ、其他ノ未ダ發達ヲ致シマセヌ町村ニ於キマシテハ、當分尙ホ總代人規則ヲ依然施行致シテ置ク筈デアリマス、然ルニ近來追々競爭ガ起リマシテ、其議員及總代人ノ選舉ニ關シマシテ、選舉ノ公平ヲ維持スルタメニ取締罰則ヲ設クルノ必要ヲ生ジマシタ、而シテ町村會議員選舉ニ關シテハ既ニ二十三年五月法律第三十九號ヲ以テ罰則ヲ發シテアリマスカラ、北海道及沖繩縣ニ於テモ此法律ヲ適用セント欲スルノデアアル、何卒速ニ御協賛ヲ與ヘンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 格別御質問モアリマセネバ、議事日程ノ第四特別委員ノ選舉ニ移リマス

第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○恆松隆慶君(百四十二番) 是モ議長ガ九名指名セラレタ宜カラウト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名致シマシテ、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 然ラバ左様致シマス

○恆松隆慶君(百四十二番) 次ノ日程ノ第五ト七ト二問題ヲ合シテ議事ニ付セラレンコトヲ望ミマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 今恆松君ノ動議ノ通、第五第七ノ二問題ヲ一括シテ議題ニ供シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、政府委員小松原英太郎君

第五 下水法案(政府提出)

第一讀會

下水法案

第一條 本法ニ於テ下水ト稱スルハ土地ノ清潔ヲ保持スル爲命令ノ定ムル所ニ依リ設クル排水系統及其ノ附屬裝置ヲ謂フ

本法ニ於テ築造ト稱スルハ新築改築増築及大修繕ヲ包含ス

第二條 市ニ於テ下水ヲ築造セムトストキハ其ノ設計工費ノ收支豫算及起工竣竣工ノ期限ヲ定メ內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三條 下水ヲ設ケタル地ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ市又ハ土地ノ所有者使用者若ハ占有者ハ汚水雨水ヲ下水ニ疏通スル爲必要ナル施設ヲ爲シ及之ヲ管理スルノ義務ヲ負フ

市ニ於テ前項ノ施設ヲ爲シ及之ヲ管理スル場合ニ於テハ市條例ノ定ムル所ニ依リ其ノ費用ヲ土地ノ所有者使用者又ハ占有者ヨリ徴收スルコトヲ得

第四條 前條ノ場合ニ於テ甲地ノ汚水雨水ヲ疏通スル爲必要アルトキハ行政廳ノ許可ヲ得テ乙地ニ汚水雨水ヲ通過セシメ又ハ乙地ノ汚水雨水ヲ通過セシムル爲設ケタル工作物ヲ使用スルコトヲ得但シ乙地ノ爲ニ損害最少キ場所及方法ヲ選ムヘシ

前項ニ依リ他人ノ工作物ヲ使用スル者ハ其ノ利益ヲ受クル割合ニ應ジテ工作物ノ施設及管理ノ費用ヲ負擔スヘシ

第五條 下水ヲ築造シ若ハ之ヲ管理シ又ハ第三條ノ施設ヲ爲シ若ハ之ヲ管理スル爲必要アルトキハ行政廳ノ許可ヲ得テ他人ノ占有スル土地ヲ使用スルコトヲ得但シ之カ爲他人ノ受ケタル損害ニ對シ償金ヲ拂フコトヲ要ス

第六條 當該吏員ハ下水又ハ第三條ノ施設ノ實況ヲ監視スル爲其ノ事由ヲ告知シテ私人ノ占有スル土地ニ立入ルコトヲ得

第七條 下水ノ用地ニ必要ナル國有ノ土地ハ之ヲ市ニ讓與シ又ハ無償ニテ使用セシムルコトヲ得

第八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ私人ニ於テ履行スヘキ事項ヲ履行セス又ハ之ヲ履行スルモ充分ナラスト認ムルトキハ行政廳ニ於テ之ヲ施行シ其ノ費用ハ市ニ於テ之ヲ支辨スヘシ

前項ノ處分ハ豫メ履行期間ヲ指定シテ戒告スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得但シ必要ノ期限内ニ履行シ得スト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 本法ニ違反スル者ハ其ノ罰則ニ關スル法律ニ依リ處罰スルコトヲ得

第十條 本法ニ違反スル者ハ其ノ罰則ニ關スル法律ニ依リ處罰スルコトヲ得

第十一條 本法ニ違反スル者ハ其ノ罰則ニ關スル法律ニ依リ處罰スルコトヲ得

第十二條 本法ニ違反スル者ハ其ノ罰則ニ關スル法律ニ依リ處罰スルコトヲ得

第十三條 本法ニ違反スル者ハ其ノ罰則ニ關スル法律ニ依リ處罰スルコトヲ得

第十四條 本法ニ違反スル者ハ其ノ罰則ニ關スル法律ニ依リ處罰スルコトヲ得

第十五條 本法ニ違反スル者ハ其ノ罰則ニ關スル法律ニ依リ處罰スルコトヲ得

第十六條 本法ニ違反スル者ハ其ノ罰則ニ關スル法律ニ依リ處罰スルコトヲ得

第十七條 本法ニ違反スル者ハ其ノ罰則ニ關スル法律ニ依リ處罰スルコトヲ得

第十八條 本法ニ違反スル者ハ其ノ罰則ニ關スル法律ニ依リ處罰スルコトヲ得

第十九條 本法ニ違反スル者ハ其ノ罰則ニ關スル法律ニ依リ處罰スルコトヲ得

第二十條 本法ニ違反スル者ハ其ノ罰則ニ關スル法律ニ依リ處罰スルコトヲ得

第二十一條 本法ニ違反スル者ハ其ノ罰則ニ關スル法律ニ依リ處罰スルコトヲ得

第二十二條 本法ニ違反スル者ハ其ノ罰則ニ關スル法律ニ依リ處罰スルコトヲ得

第二十三條 本法ニ違反スル者ハ其ノ罰則ニ關スル法律ニ依リ處罰スルコトヲ得

第二十四條 本法ニ違反スル者ハ其ノ罰則ニ關スル法律ニ依リ處罰スルコトヲ得

第二十五條 本法ニ違反スル者ハ其ノ罰則ニ關スル法律ニ依リ處罰スルコトヲ得

第九條 前條ノ處分ヲ爲シタルトキハ市ハ市税ノ例ニ依リ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徴收スルコトヲ得

第十條 市ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ町村ノ委託ヲ受ケ町村ノ全部又ハ一部ノ爲ニ其ノ下水ヲ築造スルコトヲ得

第十一條 内務大臣ハ必要ト認ムルトキハ下水ノ築造又ハ修繕ヲ市ニ命スルコトヲ得

附則

第十二條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 本法ハ東京市區改正ニ關スル規定ノ效力ヲ妨ケス

第十四條 本法ノ規定ハ之ヲ區町村ニ準用ス

第七 汚物掃除法案(政府提出)

第一讀會

汚物掃除法案

第一條 市内ノ土地ノ所有者使用者又ハ占有者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ区域内ノ汚物ヲ掃除シ清潔ヲ保持スルノ義務ヲ負フ

第二條 市ハ本法其ノ他ノ法令ニ依リ別段ノ義務者アル場合ヲ除クノ外其ノ区域内ノ汚物ヲ掃除シ清潔ヲ保持スルノ義務ヲ負フ

第三條 市ハ義務者ニ於テ蒐集シタル汚物ヲ處分スルノ義務ヲ負フ但シ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第四條 市ニ於テ前條ノ處分ヲ爲シタル爲生スル收入ハ市ノ所得トス

第五條 地方長官ハ掃除ノ施行及實況ヲ監視セシムル爲ニ必要ナル吏員ヲ市ニ置カシムルコトヲ得

第六條 當該吏員ハ掃除ノ實況ヲ監視シ必要ナル事項ヲ施行スル爲其ノ事由ヲ告知シテ私人ノ占有スル土地ニ立入ルコトヲ得

第七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ私人ニ於テ履行スヘキ事項ヲ履行セス又ハ之ヲ履行スルモ充分ナラスト認ムルトキハ行政廳ニ於テ之ヲ施行シ其ノ費用ハ市ニ於テ之ヲ支辨スヘシ

前項ノ處分ハ豫メ履行期間ヲ指定シテ戒告スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得但シ必要ノ時限内ニ履行シ得スト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條 前條ノ處分ヲ爲シタルトキハ市市税ノ例ニ依リ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徴收スルコトヲ得

第九條 汚物ノ種類汚物掃除並清潔保持ノ方法及施設ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

第十條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條 地方長官ハ區町村、町村制ヲ施行セサル地方ニ在テハ町村ニ準スヘキ地又ハ其ノ一部ヲ指定シ本法ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコトヲ得

(政府委員内務次官小松原英太郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(小松原英太郎君) 下水法案提出ノ理由ト次ニ汚物掃除法案ノ說明ヲ簡短ニ致シマス、用水下水ノ改良並ニ汚物掃除此三ツノモノハ人口稠密ナル都會ノ地ニ於キマレテハ、衛生上ノ基礎ト爲ルベキ三大要件デアルト云フコトハ申スマデモナク、諸君ニ於テ諒知セラル、通デアリマス、而シテ水道ノ改良ニ附キマシテハ、明治二十三年水道條例ガ發布ニナリマシテヨリ以來、開港場其他ノ場所ニ於キマシテ、追々完全ナル水道ノ起工ヲ見ルコトナリマシタガ、下水ニ至リマシテハ未ダ法制ノ據ルベキモノモゴザリマセズ、事實今回提出致シマシタ下水法案ニ於テ、水道ト認ムルヤウナモノハ、殆ト未ダナイノデアリマス、デ此法案ニ所謂ト申シマスルノハ、在來ノ溝渠ノ如キモノデナクシテ、學術上ノ設計ニ依リマシテ、完全ナル設計ニ依リマシテ、汚水ノ停滯滲透致シマセヌヤウニ造ツタル下水ハ、我國ノ如キ傳染病流行地方即チ支那印度若クハ香港ノ如キ地方ト接近ヲ致シテ居ッテ、常ニ交通ノ頻繁ナル國ニ於キマシテハ、最モ必要ヲ感ズルノデアリマス、又汚物掃除法案デアリマスルガ、塵芥其他ノ汚物ヲ掃除致シマシテ、土地ノ清潔ヲ保持致シマスルコトハ、土地ノ衛生上極デ必要ナト云フコトハ論ヲ俟タヌノデアリマス、然ルニ從來各地ニ行レマスル春秋二期ノ清潔法、又傳染病流行ノ兆候ノ時分ニ方ッテ行ヒマスル臨時大清潔法ト申スヤウナモノハ、皆一時ノ事デアリマシテ、永久持續スル法デナイノデ、十分ナル效果ヲ見ルコトガ出來ナイノデアリマス、近來傳染病ハ年々流行致シマシテ、殆ト底止スル所ノナイヤウナ有様デアリマス、畜ニ數多ノ生命健康ヲ損害スルノミナラズ、農工商業上ニ於キマシテモ、少カラヌ損害ヲ來シテ居ルノデアリマス、故ニ衛生上ノ施設ヲ完全ニ致シ、傳染病ノ跡ヲ斷タンコトヲ圖リマスルノハ、實ニ今日ノ急務デアルト信ズルノデアリマス、因テ此法案ヲ提出シタ次第デアリマスルカラ、速ニ本案ニ向ッテ協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ特別委員ノ選舉、此第五第七、此兩案ヲ同シ特別委員ニ付託スルコトニ致シテ、御異議ハアリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

第六 第八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○議長(片岡健吉君) 是ハ九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名シテ、御異議ハアリ

マスマイカ

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス——議事日程ノ第九、産牛馬組合法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、會補農商務大臣

第九 産牛馬組合法案(政府提出)

第一讀會

産牛馬組合法案

第一條 牛又ハ馬ノ生産ニ従事スル者ハ本法ニ依リ組合ヲ設置スルコトヲ得

第二條 組合ハ牛馬ノ改良及組合員ノ共同ノ利益ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 組合ハ郡市以上ノ區域ニ依リ其ノ地區ヲ定ムヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四條 組合ヲ設置セムトスルトキハ其ノ地區内ニ於テ組合員タルヘキ者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ但シ牛ノ生産ニ従事スル者及馬ノ生産ニ従事スル者相合シテ組合ヲ設置セムトスルトキハ各別ニ三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

第五條 農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ地方又ハ地區ヲ指定シテ組合ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第六條 監督官廳ハ必要ト認ムルトキハ組合ヲシテ種牛馬ノ供給若ハ牛馬ノ系統登錄ヲ爲サシメ又ハ糶場ヲ設ケシムルコトヲ得

第七條 本法ニ規定ナキモノニ付テハ重要輸出品同業組合法第四條但書ヲ除クノ外之ヲ本法ニ準用ス但シ同法第六條乃至第八條、第十一條及第十六條農商務大臣ノ職務ハ地方長官之ヲ行ヒ第九條及第十三條及第十五條農商務大臣ノ職務ハ地方長官ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第八條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九條 重要輸出品同業組合法ノ規定ニ依リ設置シタル産牛馬組合ハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ依リ設置シタルモノト看做ス

〔農商務大臣會補荒助君演壇ニ登ル〕

○農商務大臣(會補荒助君) 本案提出ノ理由ハ諸君ノ御手許ニアリマス通ニ、誠ニ簡單デゴザイマス、併シ其事タル單リ馬ノミデゴザイマセヌ、牛モ御存ジノ通ニ來年ノ豫算ニハ、多少種牛ノ購買ノコトモ請求シテゴザイマス

通、將來大ニ此發達ヲ圖リ、併テ其種族ヲ改良センナラヌコトモアリマスル、デ、斯ク組合法ヲ定メマシテ、今日在來スルモノモ尙ホ鞏固ニシ且ツ又將來各地ニ組合ヲ設ケサセマシテ、牛馬種ノ改良ヲ圖ラントスルニ外ナラヌコトデス、速ニドウゾ御協賛アラントホ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガアリマセネバ、議事日程ノ第十特別委員ノ選舉

第十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ、議長ガ指名致シマシテ、御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス、議事日程ノ第十一、北海道官設鐵道用品買入手續ニ關スル法律案第一讀會ノ續、井上角五郎君

第十一 北海道官設鐵道用品買入手續ニ關スル法律案(特別委員)

〔井上角五郎君演壇ニ登ル〕

○井上角五郎君(百八十四番) 北海道官設鐵道用品買入手續ニ關スル法律案、此案ノ委員會ハ昨日開キマシテ、委員長理事ノ選舉ヲ致シ、引續イテ議事ニ取掛リマシテゴザイマス、之ヲ要スルニ元來官設鐵道ニハ此通ノ法律ゴザイマス、此通ノ手續ヲヤツテ居リマスルガ、北海道官設鐵道ニハ其法律ガゴザイマセズ、從テ手續ヲヤルコトガ出來ナイ、甚ダ事務上ニ困ルト云フコトノ意味ヲ以テ此案ガ出マシタモノデアツテ、別ニ議論ヲスル程ノコトモゴザイマセズ、且ツ官設鐵道ニ許シテアル即チ便宜ナル手續ハ、北海道ノ官設鐵道ニモ必要デアルト認メテ委員會ハ一人ノ反對者モナク賛成ヲ表シマシテゴザイマス、ドウカ願クハ御賛成アツテ且ツ極簡單ナモノデゴザイマスカラ、總テ手續ヲ今日ニ了ルヤウニ、御賛成アラントホ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 井上君、讀會省略デスカ

○井上角五郎君(百八十四番) ハア、サウデス

〔大賛成ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 讀會省略ハ三分ノ二以上ノ賛成ガナケレバ、成立チマセヌ

〔賛成々々ノ聲起ル〕

○議長(片岡健吉君) 讀會省略ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(片岡健吉君) ソレデハ議會省略ヲスルコトニ致シマス

北海道官設鐵道用品買入手續ニ關スル法律案

確定議

〔原案異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 本案ハ委員長ノ報告通、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、確定シタルモノト認メマス、議長ガ指名致シマスル特別委員ハ今取調ベテ報告致シマスルカラ、暫時休憩致シマス

午後二時三十九分休憩

午後二時一分開議

○議長(片岡健吉君) 休憩前ニ引續イテ會議ヲ開キマス、是ヨリ報告ヲ致シマス

○鹽田忠左衛門君(七十九番) 私ハ府縣監獄費國庫支辨ニ關スル委員會是ヨリ開キタウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 少シ御待下サイ

〔書記朗讀〕

登錄稅法中改正法律案

提出者 木村誓太郎君 加藤 六藏君 橋元 島君

一特別委員左ノ通指名セリ

岡山縣下郡廢置法律案

鯨島 相政君

井手 毛三君

田邊爲三郎君

北海道區町村會議員總代人及沖繩縣區會議員等選舉ノ罰則ニ關スル法律案

星野助左衛門君

杉田 定一君

須藤善一郎君

下水法案外一案

松田 秀雄君

片岡久一郎君

安川 繁成君

產牛馬組合法案

村瀬 庫次君

丸山嵯峨一郎君

岡田 龍松君

利光 鶴松君

山田莊左衛門君

大塚 成吉君

浦野 錠平君

麻生 太吉君

本間 直君

瀧口 歸一君

鈴木 萬次郎君

鞍谷 清慎君

江角千代次郎君

植木 致一君

野間 五造君

石黒 涵一郎君

武市 彰一君

三田村甚三郎君

三田村甚三郎君

三田村甚三郎君

三田村甚三郎君

三田村甚三郎君

三田村甚三郎君

三田村甚三郎君

内田 雄藏君 河北 勘七君 西村 淳藏君
戸狩 權之助君 根本 正君 佐久間國三郎君
高川 定次郎君 奈須川 光實君 鹽路彦右衛門君
○議長(片岡健吉君) 豫算委員會ノ理事カラ報告ガアリマス

〔大野龜三郎君演壇ニ登ル〕

○大野龜三郎君(二百十七番) 此三十二年度ノ歳入歳出總豫算追加案ノ第二號デゴザイマスルガ、御承知ノ通、是ハ「ベスト」ノ豫防ニ關スルコトデ極緊急ヲ要スルモノデゴザイマスルカラ、唯今豫算委員會ニ於キマシテ、之ヲ議了致シマシテゴザイマスルガ、是ハ全會一致ヲ以テ協賛ヲ與フルコトニ致シマシテゴザイマスル、委員長ガ出マシテ御報道致サンナラヌノデゴザイマスルガ、唯今豫算會ヲ開イテ居リマスルカラ、私ガ委員長ニ代リマシテ御報道ヲ致シマス

○關直彦君(百五十八番) チョット議長ニ伺ヒタイコトガアル、政府カラシテ緊急勅令ノ事後承諾ノ案ガ出テゴザイマスルガ、アレハ議事日程ニマデ御載セニナラヌヤウデゴザイマスガ、アノ件ニ附キマシテハ、大分利害ノ關係ガゴザイマス、既ニ圈圍ノ内ニ呻吟シテ居ル者モ多數ゴザイマス、若シ承諾ヲ與ヘルトスレバ、早ク承諾ヲ與ヘナケレバナラヌ、又承諾ヲ與ヘヌトスレバ、早ク否決セヌナラヌ、ドウ云フ御都合ニナッテ居リマスカ伺ヒタイ

○議長(片岡健吉君) 今御尋ノ件ハ政府カラ提出ニハナッテ居リマスガ、マダ日程ニハ登セナイ、追テ登セマス

○關直彦君(百五十八番) 成ルベク早ク、御載セアラシコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 唯今豫算委員會ノ理事カラ報告ニナリマシタ此第二號明治三十二年度歳入歳出總豫算追加、是ハ直チニ議スルコトニ致シテ、御異議アリマスマイカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ

〔第二號〕明治三十二年度歳入歳出總豫算追加

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ、御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、是ハ可決スルコトニ致シマス——明日ハ議事日程ニ登セル議案ガアリマセヌカラ、明日明後日ハ休會ノ積デアリマス、追テ議事日程ニ登セル議案ガ出來マシタナラバ、書面ヲ以テ御報道致シマス、今日ハ是ニテ散會致シマス

午後二時七分散會

